

## 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター役員報酬等規程（案）の概要

### 1 役員報酬について

#### (1) 理事長の報酬

給料月額 990,000円

#### (2) 副理事長の報酬

給料月額 550,000円～750,000円の範囲内で理事長が定める額

#### (2) 常務理事の報酬

給料月額 400,000円～500,000円の範囲内で理事長が定める額

#### (3) 非常勤役員の報酬

非常勤役員手当 日額 30,000円（交通費を実費加算）

なお、非常勤役員が職員を兼務する場合は、職員給与で支給し、非常勤役員手当は支給しない。

#### (5) 理事長、副理事長及び常勤理事に支給する手当

手当の種類	支給額	備考
通勤手当	職員支給基準による額	
賞与	年間4.45月 (給料月額×4.45月)	法人の業績等を勘案して100分の10の範囲内で減額することができる。

#### (6) 減額措置

県の減額措置に準じ、理事長、副理事長及び常勤理事の給料及び賞与は、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間、6%減額する。

### 2 役員退職手当について

役員退職手当 = 退職の日における給料月額×在職年数

※法人の業績等を勘案して100分の10の範囲内で増減額することができる。

#### [参考]

##### ○岡山県特別職等の給料月額等

役職	給料月額(減前)	減額率	給料月額(減後)
知事	1,290,000円	15%	1,096,500円
副知事	1,020,000円	10%	918,000円
公営企業管理者	890,000円	8%	818,800円
議長	1,000,000円	7%	930,000円
副議長	900,000円	7%	837,000円
議員	840,000円	7%	781,200円
県立大学学長	994,000円	8%	914,480円

##### ○公立大学法人岡山県立大学役員の給料月額等（案）

役職	給料月額
理事長	994,000円
副理事長	580,000円から720,000円の範囲内で理事長が定める額
常勤理事	410,000円から490,000円の範囲内で理事長が定める額

##### ○地方独立行政法人大阪府立病院機構役員の給料月額

役職	給料月額
理事長	1,140,000円
副理事長	930,000円